

# 【研究論考編】



# 札幌市における大濱徹也氏の足跡

札幌市総務局行政部公文書館長  
高井 俊 哉

はじめに

札幌市公文書館基本構想検討委員会（平成 20（2008）年 10 月～21 年 6 月）や札幌市公文書管理委員会（平成 24（2012）年 7 月～）の座長を務められ、札幌市の公文書管理及び公文書館設置に多大な貢献があった大濱徹也氏が、平成 31（2019）年 2 月 9 日に急逝された。

本稿は、札幌市における大濱徹也氏の足跡を振り返る意味で、札幌市の公文書に残る執筆原稿や発言の記録を紹介するが、その前に大濱氏と筆者である私との業務上の交渉経過の一端を紹介する。

大濱氏が札幌市と交渉を始めたのは、平成 20 年 3 月に職員研修会講義を行っていることからみて、19 年度後半と推測するが、私が交渉するようになったのは、平成 23（2011）年度以降、すなわち札幌市公文書管理条例を巡ってである。したがって、条例の制定施行経過の裏側を示すことになるとともに、大濱氏の人となりが見えらると思う。

## 1. 大濱徹也氏との交渉経過

未曾有の災害となった東日本大震災の 20 日後、私は札幌市総務局行政部総務課文書事務担当係長に就任した。この職は札幌市全庁の文書管理事務の調整を主な業務とする。

前任者からは、平成 23 年度内に「札幌市公文書管理条例」を制定するようにと引継ぎされた。当時の部下であり、文書事務では熟練の域に達していた越後武介事務職員（当時）からは、条例案作りのために、平成 20 年 11 月発表の『札幌市公文書館基本構想』はもちろんのこと、その構想の生みの親とも言える基本構想検討委員会の全議事録、及び『アーカイブズへの眼』は必ず読むようにと言われた。

これが、私にとっての大濱徹也氏（以下、呼び慣れた「大濱先生」と記す。）との出会いである。

係長とは言え、文書事務や文書管理、公文書館、アーカイブズについての専門知識を持ち合わせていない私にとって、上記の文献を読む作業はしばらくの間睡魔との闘いであった。しかし、意識が遠くなりかける中で、大濱先生の迫力や気合のようなものは感じていた。

それから約 2 か月後、『札幌市公文書館整備計画』が策定され、札幌市公文書館設置はいよいよ実現性を帯びてきた。

そして、6 月 9 日、東京の国立公文書館で、私は大濱先生に初めてお会いした。大

濱先生は全国公文書館館長会議において講演するために上京されていた（この日の講演録は、国立公文書館『アーカイブズ』第45号に「国立公文書館創立40周年にあたって」として掲載されている。）。

札幌市として公文書館設置けん引者としての功労のある方に失礼のないように挨拶しなければというプレッシャー、また会議録や著作から感じていた迫力を思い出し、私はいつになく緊張していた。

たしか講師控室のようなところだったと思うが、少し薄暗い部屋で色つきの眼鏡をかけて、どっしりと座っている先生の姿を見て、緊張はさらに高まった。

自己紹介のあと、「公文書管理条例はあまり例がない条例なので、難儀しています。」というようなことを言ったら、「例がないから、いろいろできるんだよ。」と発破をかけられた。

大濱先生に再び会ったのは、それから約1年後である。札幌市公文書管理条例は予定より2か月遅れの平成24年6月に制定された。その条例により設置されることになった札幌市公文書管理審議会の委員と会長（委員長）就任の依頼である。

場所は、北海道立近代美術館の2階ロビー。事前に予告的な話をすることもなく、その場で当時の総務課長から依頼すると、先生は即答で快諾してくれた。内心予想していたのかもしれないが、「よろしいです。引き受けましょう。」という言葉に安堵した。

条例制定が2か月遅れたことは、その後の審議会の活動を多忙にした。翌25年夏に公文書館開館を想定していたことに加え、市議会での条例案審査の過程で新たに制度化しなければならない事項が出てきたからである。

調べてみると平成24年7月から、公文書館が開館する前月までの1年間で9回審議会を開催していた。年末年始と年度始めを除き、各月開催していた。この種の審議会では異例の多さではないかと思う。

会長就任を依頼した時点で会議開催が多くなることはある程度予想していたので、なるべく全員出席できるよう日程調整はするが、時には定足数を満たす範囲での開催をお願いしたいと依頼すると、「わかりました。そうしましょう。」と仰ってくださいました。こういうときの先生はとても頼もしかった。

のちに先生から「あのころ（平成24・25年）は面白かった。」と言われた。事務方としては一つの会議が終わったらすぐ次を準備するという状況であったため、面白さを感じる余裕もなかったが、大濱先生にとっては、ちょうどよい刺激だったのかもしれない。

24年度には審議会から市長あてに2回答申が出された。市長への答申書手交はときにセレモニー的になることがあるが、大濱先生は直接手渡したいとのことで、1回は実現した。先生のかねてからの持論である「首長に関わる記録はすべからく公文書館に移管するように。」を直談判するつもりだったと思う。市長との会話を、私は少し離れていたため、聞き取れなかったが、あとで印象を教えてくれた。

このような躊躇のない、けれんみのない行動は側で見ていると痛快だった。また、審議会の打ち合わせを重ねるうちに、私の緊張も少なく、多少言いたいことも言える

ようになった。議事録を読むと、先生が強く主張していることは少ないが、会議外では難しいことを結構言われている。そのようなとき、できないものはできない、困ることは困ると伝えると、審議会ではそれなりの言い回しで表現してくれた。私が接した、いわゆる有識者で大濱先生ほど、本音で意見を交わした方はいない。

平成 27 (2015) 年 4 月の人事異動で私は公文書管理審議会と関係する仕事を離れた。その後平成 29 (2017) 年 11 月に公文書館長となり、再び大濱先生と接することになった。文書事務担当係長とは異なる立場での再会であったが、事情通の人間が戻ってきてくれたというような言葉をいただいた。ただし、そのせいで再会直後の指摘は多岐かつ激しかった。私も腹をくくって、「審議会ですべておっしゃってください。」と言ったものの、内心では「そう言われても…」という項目もあった。審議会本番では、私のその内心を察してくれたようである。

頻度は減ったものの、審議会を介しての交渉は、亡くなる 3 日前の、平成 31 (2019) 年 2 月 6 日まで続いた。今となれば、審議会前の打ち合わせが本音を言わせてもらった最後の場となった。

## 2. 札幌市の公文書における大濱氏の執筆原稿及び発言記録

現在も札幌市の公文書で残る記録は下記の通りである（時系列）。文末に※があるもの以外は、札幌市のホームページの公文書館のページ「刊行物等」又は公文書管理のページの公文書管理審議会、答申書で見ることができる。※のある記録については、公文書館高井まで問合せいただきたい。

- ・平成 20 (2008) 年 3 月 18 日 公文書館に関する職員研修会講義「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」(『札幌市文化資料室研究紀要』創刊号 2009.3 所収)
- ・平成 20 (2008) 年 10 月 18 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 20 (2008) 年 11 月 27 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 20 (2008) 年 12 月 9 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 1 月 22 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 1 月 30 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会市民利用会議会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 2 月 9 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会市民利用会議会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 3 月 18 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会市民利用会議会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 3 月 24 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 5 月 20 日 札幌市公文書館基本構想検討委員会会議録※
- ・平成 21 (2009) 年 6 月 「札幌市公文書館基本構想への提言」はじめに
- ・平成 22 (2010) 年 3 月 『札幌市文化資料室研究紀要』第 2 号「札幌市公文

書館設立に向けて」

- ・平成 23 (2011) 年 10 月 21 日 札幌市文化資料室企画パネルディスカッション  
『札幌市文化資料室研究紀要』第 4 号 2012.3 所収)
- ・平成 24 (2012) 年 7 月 17 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 24 (2012) 年 8 月 23 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 24 (2012) 年 9 月 20 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 24 (2012) 年 10 月 25 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 24 (2012) 年 11 月 27 日 「札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフ  
サイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について (保存期間基準及び重  
要公文書該当基準編)」答申書「はじめに」
- ・平成 24 (2012) 年 11 月 29 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 25 (2013) 年 1 月 30 日 「札幌市公文書管理条例に基づく公文書のライフ  
サイクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について (廃棄の在り方編)」  
答申書「はじめに」
- ・平成 25 (2013) 年 2 月 7 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 25 (2013) 年 3 月 15 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 25 (2013) 年 5 月 1 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 25 (2013) 年 6 月 20 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 25 (2013) 年 7 月 1 日 札幌市公文書館開館記念講演「札幌市公文書館の  
使命と課題－現在、問われていること－」(『札幌市公文書館研究紀要』第 6 号  
2014.3 所収)
- ・平成 25 (2013) 年 7 月 25 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 26 (2014) 年 1 月 17 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 26 (2014) 年 2 月 12 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 26 (2014) 年 9 月 11 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 26 (2014) 年 11 月 13 日 札幌市行政経営セミナー講義「職務の証を遺し伝  
える営み～アーカイブズの使命と課題～」※
- ・平成 27 (2015) 年 1 月 14 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 27 (2015) 年 3 月 3 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 27 (2015) 年 7 月 9 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 28 (2016) 年 3 月 11 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 28 (2016) 年 8 月 30 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 29 (2017) 年 1 月 25 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 29 (2017) 年 7 月 25 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 30 (2018) 年 1 月 31 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 30 (2018) 年 7 月 『札幌市公文書館年報』第 6 号所収「札幌市公文  
書が目指すべき世界」
- ・平成 30 (2018) 年 9 月 4 日 札幌市公文書管理審議会会議録
- ・平成 31 (2019) 年 2 月 6 日 札幌市公文書管理審議会会議録

大濱先生の考えの神髄は、原稿として書かれたもの、例えば「札幌市公文書館設立に向けて」（2010年3月『札幌市文化資料室研究紀要』第2号所収）や「札幌市公文書が目指すべき世界」（2018年7月『札幌市公文書館年報』第6号所収）、また講演録を加筆修正したものに凝縮されている。手際よく先生の考えを知ろうと思えば、それらを読むのが適当と思う。

もとより、大濱先生の考えに異なる意見を持つ人は、基本構想検討委員会のころも今もいると思う。特に歴史研究者に辛辣な発言が多い。先生がアーカイブズに関心を持つようになったのは、教会の資料所在調査らしいが（『ある歴史学との出会い』）、要は歴史学研究者のみが利用しやすいアーカイブズを構築しようとしていることへの違和感であった。アーカイブズで扱う資料のうち、特に公文書については住民あるいは国民の共有財産であるべきという考えを早くから持っていたと思う。

しかしながら、非公式の場ではいかにも歴史研究者的な発言・指摘も時折あり、担当者と顔を見合わせることもあった。それでも先生のそのような言動に不思議と不快感なようなものは全くなかった。

以下は、札幌市の公文書に残る先生の足跡の中で、主に講演録や会議録など実際に話をされた記録の中から、私自身が改めて読んで「そういうことだったのか」と思ったものをいくつか掲載する。

話し言葉の方が聞く者にわかりやすく平易な言葉を遣っているから、今になって合点がいったのであろう。したがって、先生の名言集ではなく私自身が長年疑問に思っていた項目が土台になっていることを申し添える。

## (1) アーカイブズとは

**アーカイブズは、まず第1が組織管理の器であり、組織の記録を体系的に残し、国家のみならず、諸組織が永続していくことを保障してきた世界です。第2は、アーカイブズがガバナンスの器として統治の検証を担うことで、統治者のみならず、統治されている被治者の権利と義務を相互に確認することを可能にする器です。この後半の部分は、最近でこそ日本の公文書管理法などでそれとなくふれておりますが、本来アーカイブズは発生のおきからこういう意味合いのものを担ってきた器でした。**

平成26年11月13日（木）平成26年度第1回行政経営セミナー「職務の証を遺し伝える営み～アーカイブズの使命と課題～」（さっぽろテレビ塔2階多目的ホール）

**アーカイブズは、国家、自治体のみならず、大学をはじめ、各種の企業団体等の諸組織における統治運営の証である諸記録情報を体系的に残し、組織の効率的運営をはかるのみならず、諸記録情報を広く公開し、その構成員が組織の適正な運営如何を検証することを保証する器です。**

平成20年3月18日（木）公文書館に関する職員研修会「札幌市公文書館が負うべき責務と課題」（札幌市役所本庁舎9階会議室）

## (2) 歴史的価値、行政的価値について

行政の現場の人たちは、自分のやった仕事が文化的なのか、学術的なのか、歴史的なのかを判断しろと言われても困るのです。ですから、行政の人たちは、将来、自分たちが何かの行政運営で使えるかどうかという行政的価値で選んでいただければよくて、公文書館では、専門職、アーキビストの視点の中でより広い視野から見ればいいのです。

平成 24 年 7 月 17 日(火)札幌市公文書管理審議会(STV北 2 条ビル会議室)

東京都には東京都公文書館がありますが、そこには膨大な量の東京市の都市改造にかかわる道路とか電線、水道の図面等々があります。それは、後々の工事のために必要だから遺されているわけです。昔、東京百年史という事業に参画したときに、ある歴史研究者が、東京都の記録で最も多いのがそういう土木関係の記録で、余り歴史の資料にならないと言ったときに担当者が、あれがないとどうなるかわかりますかと怒ったのです。要するに、ある歴史研究者の目からみれば関心のないもので、そういうものは要らないものとみなされたのです。

平成 26 年 11 月 13 日(木) 平成 26 年度第 1 回行政経営セミナー「職務の証を遺し伝える営み～アーカイブズの使命と課題～」(さっぽろテレビ塔 2 階多目的ホール)

## (3) 公文書館の仕事

公文書館の第 1 の仕事は、行政をいつもサポート出来るように移管されてきた公文書等を整理しておくことで、移管された公文書にこういう形のものがある、行政が何かやろうとしたときに問い合わせがあったら、それに応答できるようになってきたときに初めて公文書館が力を持つのだと思うのです。そういう意味で、これからの人事をやるときも考えてほしいのです。そうしないと、専門職を雇ってくださいといって、では、僕は歴史をやっていたからといって、自分の好きなところばかりやっていたら、相手にされないですよ。前に、国立公文書館の研修で、行政の人たちに厳しく指摘されたのは、移管した公文書等を整理もせず放置しておいて、私の専門は近世文書だから、それしか見ないとうそぶくとね。公文書管理法ができて、様子は変わってきているのだから、そのところは、新しくなったときに、しっかりやってほしいし、公文書館職員の倫理規範のようなものを内部的にはつくるぐらいのことをしてくださいよ。

平成 25 年 2 月 7 日(木)札幌市公文書管理審議会(札幌市役所本庁舎 6 階第 1 会議室)

※「札幌市公文書館条例案」に対して。

## (4) 札幌市公文書館への期待

まさに札幌市公文書館には、市民自治の砦たる公文書館の実現こそが民主主義の確立に欠かせないことに思い致し、札幌市の営みを多用に多様に記録した公文書等を体系的に移管・選別・保存・管理し、市民の共有財産となし、行政運営の透明性を確保し、広く市民に開かれた社会を構築する器になることを期待してやみません。

平成 21 年 6 月『札幌市公文書館基本構想への提言』「はじめに」より

いわば札幌市公文書館は、単なる歴史保存施設ではなく、行政運営を支援し、住民自治を確かなものとする器になることをめざしています。まさに札幌市の方策は日本のアーカイブズ文化に新しい地平を開くものになるのではないかと私は考えています。いかがなものでしょうか。

ここに札幌市公文書館は、行政の効率的運営に資するのみならず、統治の諸記録を市民に提供しうる器となったとき、市民が己の権利のみならず義務を自覚し、市民自治という高き理想を己の責任で実現していく府となり、その存在を輝かすことが可能となしましょう。それだけに札幌市公文書館には、「私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくためにまちづくり」(札幌市自治基本条例)を担う市民と共治する器になれるか否かが問われています。

平成25年7月1日(月) 札幌市公文書館開館記念講演「札幌市公文書館の使命と課題ー現在、問われていることー」(札幌市公文書館3階講堂)

## (5) 将来の公文書館

(公文書館はシンクタンクの機能かという質問に対して)

現状では、日本のどの公文書館も、エージェンシー的なものになる力はないと思います。でも、でき得れば、まさにシンクタンク的な役割でのサポートをできるようになるということが公文書館に求められるだろうと思います。

それにかかわる予算と人間を徐々にでも移していくやり方と、もう一つは、公文書館のポジション自体をもっと上げていくということが要ると思います。(中略)

では、自治体アーカイブズや国ではどうかというと、まだそこまでのポジションもないですし、そういうことの意味もされていないのが現状です。ただし、組織情報が一番集積する場が公文書館になれば、公文書館は必然的にそういう意味での行政支援を徐々にであってしていくことで、やがてシンクタンク的なものを担えるようになっていこうと期待しております。ですから、やがては、おっしゃるような意味でのシンクタンクになってほしいと思います。

平成26年11月13日(木) 平成26年度第1回行政経営セミナー「職務の証を遺し伝える営み～アーカイブズの使命と課題～」(さっぽろテレビ塔2階多目的ホール)

## (6) その他

もう一つ、何となく始まって何となく終わったというのは、日本の政治は根回し文化だから、根回しの中で何となくやろうかと言ってやり出して、予算を取ったとかやっているうちに、大きくなってきたから記録は残っていく、何となく終わってしまった、それが、今、国で起こっている公文書管理の問題です。

あれは、この学校にいいから土地をやろうという話になってきて、やっているうちに、理由をつけなければならないから、後追いで記録を作っていく、出せと言われたからやっただけの話です。その辺で、文書管理に基づく文書行政によって日本の行政が動いているというのは名目であって、実態は、人との関係とお偉いさんとの関係の根回しというのがものすごくあるのではないですか。それを直していくのはこれから長い時間がかかるけれども、研修でやっていくのと、ここにおける記録はこうですよという話をやっていくより、ほかはないのでしょうか。

**ただ、確かに大変です。要するに、公文書の何を残すかというのが一番難しく、わからないのです。わからないから、みんな古文書に頭が向いてしまっていて、残っているものに価値があるという発想になっています。それは、これから議事をしていく中で詰めていけば、札幌市の重要公文書という概念が実態を持つだろうからいいと思います。**

平成 31 年 2 月 6 日(水)札幌市公文書管理審議会(札幌市公文書館3階講堂)

おわりに

大濱先生と仕事上の縁が次に切れるのは、私の定年退職であろうと漠然と思っていた。そのとき、どのようにお礼を言い、どのような言葉を掛けられるのかとうっすら想像していたが、このような別れ方になるとは思ってもいなかった。

平成 29 年秋、私が公文書館長に就任することになったと報告したところ、「今、日本の公文書館・アーカイブズは、曲がり角に来ている。」というようなことを言われた。その意味が少しだけ見えてきたような気がする。ならどうすればよいのかと改めて聞いてみたかったと思う。さらに日本に例がない、先生の理想を実現するのは大変ですと愚痴を言ってみたかった気もする。おそらく「例がないから、いろいろできるんだよ。」とまた発破をかけられたのではないかと思う。

#### 大濱徹也氏略歴

昭和 36 (1961) 年 東京教育大学文学部卒

昭和 39 (1964) 年 同大学院文学研究科修士課程日本史学専攻修了

昭和 42 (1967) 年 女子学院高等学校教諭

昭和 47 (1972) 年 中京大学法学部助教授

昭和 52 (1977) 年 同法学部教授、東京教育大学文学博士

昭和 53 (1978) 年 筑波大学歴史人類学系助教授

昭和 61 (1986) 年 同歴史人類学系教授

平成 13 (2001) 年 筑波大学退官、同名誉教授

北海学園大学人文学部教授。独立行政法人国立公文書館理事

平成 17 (2005) 年 独立行政法人国立公文書館特別参与 (～平成 23 年)

平成 20 (2008) 年 北海学園大学退職

札幌市公文書館基本構想検討委員会 (～平成 21 年 6 月)

平成 22 (2010) 年 独立行政法人国立公文書館公文書アドバイザー (～平成 25 年)

平成 24 (2012) 年 札幌市公文書管理審議会会長 (～平成 31 年 2 月)

平成 25 (2013) 年 独立行政法人国立公文書館フェロー

平成 26 (2014) 年 淑徳大学人文学部客員教授

平成 31 (2019) 年 2 月 9 日札幌市で逝去 (81 歳)